

被	認 定 証 番 号	福井県公安委員会 第325号
処 分 者	自動車運転代行業者 の名称または記号	代行かご屋
	主たる営業所が 所在する市町	福井県大野市
処 分 年 月 日		令和6年6月21日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		法第12条に規定する損害賠償責任保険（共済） 契約に不備のある状態および損害賠償責任保険（共 済）に未加入の車両で自動車運転代行業を行ったこ と。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第2項
処分を行った都道府県		福井県